

随意契約理由書

件名	市立豊中病院手術室医療ガス設備整備工事
契約の相手方	株式会社 エフエスユニ
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、手術室エリア内に局所麻酔手術室を増設するにあたり医療ガス設備の整備を行うものです。</p> <p>当該設備は、株式会社 エフエスユニの固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備とは密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備の使用において、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	